

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考																																																																																				
1-1 船舶安全法施行規則	1-1 船舶安全法施行規則																																																																																					
第 2 章 航行上の条件	第 2 章 航行上の条件																																																																																					
(航行区域)	(航行区域)																																																																																					
5.0～7.0(a) (略)	5.0～7.0(a) (略)																																																																																					
表 5.0<1> 汽船の場合の航行区域	表 5.0<1> 汽船の場合の航行区域																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>航行区域</th><th>長さ</th><th>最強速力</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠洋区域</td><td>60m以上</td><td>10ノット以上</td><td></td></tr> <tr> <td>遠洋区域</td><td>45m以上</td><td>10ノット以上</td><td>1. 遠揚船、引き船等旅客及び貨物を搭載しない特別用途の船舶であつて、基幹部には風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 船首高さは、2,960mm以上とすること。 3. 船首横の長さは、0.25L以上とすること。 4. 救命設備については、第3種船として取り扱うこと。</td></tr> <tr> <td>近海区域</td><td>30m以上</td><td>8ノット以上</td><td></td></tr> <tr> <td>近海区域</td><td>24m以上</td><td>8ノット以上</td><td>1. 同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 船首高さは、1,580mm以上とすること。 3. 夏期帶域又は熱帶域に限定すること。</td></tr> <tr> <td>近海区域 ただし備考1. の区域に限 る。)</td><td>10m以上</td><td>無制限</td><td>1. いずれの1区内に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。) (1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの頭口よりも下方にあること。 (2) 浸水後のメタセンタ商さが50mm以上であること。 2. ラジオ(短波帶受信可能なものを有していること。 3. 航行する区域は、夏期帶域又は熱帶域に限定すること。</td></tr> <tr> <td>沿海区域</td><td>20m以上</td><td>6ノット以上</td><td></td></tr> <tr> <td>沿海区域</td><td>無制限</td><td>6ノット以上</td><td>同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。</td></tr> <tr> <td>沿海区域(た だし備考2. の区域に限 る。)</td><td>5m以上</td><td>無制限</td><td>ただし、最強速力14ノット以上であり、ラジオ(短波帶受信可能なものを有しているものについては、全沿海区域までに拡大して差し支えない。</td></tr> <tr> <td>沿海区域(た だし備考3. の区域に限 る。)</td><td>5m未満</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>平水区域</td><td>無制限</td><td>無制限</td><td></td></tr> </tbody> </table>	航行区域	長さ	最強速力	備考	遠洋区域	60m以上	10ノット以上		遠洋区域	45m以上	10ノット以上	1. 遠揚船、引き船等旅客及び貨物を搭載しない特別用途の船舶であつて、基幹部には風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 船首高さは、2,960mm以上とすること。 3. 船首横の長さは、0.25L以上とすること。 4. 救命設備については、第3種船として取り扱うこと。	近海区域	30m以上	8ノット以上		近海区域	24m以上	8ノット以上	1. 同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 船首高さは、1,580mm以上とすること。 3. 夏期帶域又は熱帶域に限定すること。	近海区域 ただし備考1. の区域に限 る。)	10m以上	無制限	1. いずれの1区内に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。) (1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの頭口よりも下方にあること。 (2) 浸水後のメタセンタ商さが50mm以上であること。 2. ラジオ(短波帶受信可能なものを有していること。 3. 航行する区域は、夏期帶域又は熱帶域に限定すること。	沿海区域	20m以上	6ノット以上		沿海区域	無制限	6ノット以上	同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。	沿海区域(た だし備考2. の区域に限 る。)	5m以上	無制限	ただし、最強速力14ノット以上であり、ラジオ(短波帶受信可能なものを有しているものについては、全沿海区域までに拡大して差し支えない。	沿海区域(た だし備考3. の区域に限 る。)	5m未満			平水区域	無制限	無制限		<table border="1"> <thead> <tr> <th>航行区域</th><th>長さ</th><th>最強速力</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠洋区域</td><td>60m以上</td><td>10ノット以上</td><td></td></tr> <tr> <td>遠洋区域</td><td>45m以上</td><td>10ノット以上</td><td>1. 遠揚船、引き船等旅客及び貨物を搭載しない特別用途の船舶であつて、基幹部には風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 遠洋区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。 3. 船首高さは、2,960mm以上とすること。 4. 船首横の長さは、0.25L以上とすること。 5. 救命設備については、第3種船として取り扱うこと。</td></tr> <tr> <td>近海区域</td><td>30m以上</td><td>8ノット以上</td><td>1. 同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 近海区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。 3. 船首高さは、1,580mm以上とすること。 4. 夏期帶域又は熱帶域に限定すること。</td></tr> <tr> <td>近海区域 ただし備考1. の区域に限 る。)</td><td>24m以上</td><td>8ノット以上</td><td>1. いずれの1区内に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。) (1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの頭口よりも下方にあること。 (2) 浸水後のメタセンタ商さが50mm以上であること。 2. ラジオ(短波帶受信可能なものを有していること。 3. 航行する区域は、夏期帶域又は熱帶域に限定すること。</td></tr> <tr> <td>近海区域 ただし備考2. の区域に限 る。)</td><td>10m以上</td><td>無制限</td><td>1. 近海区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。 2. いずれの1区内に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。) (1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの頭口よりも下方にあること。 (2) 浸水後のメタセンタ商さが50mm以上であること。 3. ラジオ(短波帶受信可能なものを有していること。 4. 航行する区域は、夏期帶域又は熱帶域に限定すること。</td></tr> <tr> <td>沿海区域</td><td>20m以上</td><td>6ノット以上</td><td>1. 同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 沿海区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。</td></tr> <tr> <td>沿海区域(た だし備考2. の区域に限 る。)</td><td>5m以上</td><td>無制限</td><td>ただし、最強速力14ノット以上であり、ラジオ(短波帶受信可能なものを有しているものについては、全沿海区域までに拡大して差し支えない。</td></tr> <tr> <td>沿海区域(た だし備考3. の区域に限 る。)</td><td>5m未満</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>平水区域</td><td>無制限</td><td>無制限</td><td></td></tr> </tbody> </table>	航行区域	長さ	最強速力	備考	遠洋区域	60m以上	10ノット以上		遠洋区域	45m以上	10ノット以上	1. 遠揚船、引き船等旅客及び貨物を搭載しない特別用途の船舶であつて、基幹部には風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 遠洋区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。 3. 船首高さは、2,960mm以上とすること。 4. 船首横の長さは、0.25L以上とすること。 5. 救命設備については、第3種船として取り扱うこと。	近海区域	30m以上	8ノット以上	1. 同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 近海区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。 3. 船首高さは、1,580mm以上とすること。 4. 夏期帶域又は熱帶域に限定すること。	近海区域 ただし備考1. の区域に限 る。)	24m以上	8ノット以上	1. いずれの1区内に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。) (1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの頭口よりも下方にあること。 (2) 浸水後のメタセンタ商さが50mm以上であること。 2. ラジオ(短波帶受信可能なものを有していること。 3. 航行する区域は、夏期帶域又は熱帶域に限定すること。	近海区域 ただし備考2. の区域に限 る。)	10m以上	無制限	1. 近海区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。 2. いずれの1区内に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。) (1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの頭口よりも下方にあること。 (2) 浸水後のメタセンタ商さが50mm以上であること。 3. ラジオ(短波帶受信可能なものを有していること。 4. 航行する区域は、夏期帶域又は熱帶域に限定すること。	沿海区域	20m以上	6ノット以上	1. 同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 沿海区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。	沿海区域(た だし備考2. の区域に限 る。)	5m以上	無制限	ただし、最強速力14ノット以上であり、ラジオ(短波帶受信可能なものを有しているものについては、全沿海区域までに拡大して差し支えない。	沿海区域(た だし備考3. の区域に限 る。)	5m未満			平水区域	無制限	無制限		<p>備考</p> <p>1. ここでいう「近海区域」とは、(i)又は(ii)の水域をいう。</p> <p>1. ここでいう「近海区域」とは、(i)又は(ii)の水域をいう。</p>
航行区域	長さ	最強速力	備考																																																																																			
遠洋区域	60m以上	10ノット以上																																																																																				
遠洋区域	45m以上	10ノット以上	1. 遠揚船、引き船等旅客及び貨物を搭載しない特別用途の船舶であつて、基幹部には風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 船首高さは、2,960mm以上とすること。 3. 船首横の長さは、0.25L以上とすること。 4. 救命設備については、第3種船として取り扱うこと。																																																																																			
近海区域	30m以上	8ノット以上																																																																																				
近海区域	24m以上	8ノット以上	1. 同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 船首高さは、1,580mm以上とすること。 3. 夏期帶域又は熱帶域に限定すること。																																																																																			
近海区域 ただし備考1. の区域に限 る。)	10m以上	無制限	1. いずれの1区内に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。) (1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの頭口よりも下方にあること。 (2) 浸水後のメタセンタ商さが50mm以上であること。 2. ラジオ(短波帶受信可能なものを有していること。 3. 航行する区域は、夏期帶域又は熱帶域に限定すること。																																																																																			
沿海区域	20m以上	6ノット以上																																																																																				
沿海区域	無制限	6ノット以上	同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。																																																																																			
沿海区域(た だし備考2. の区域に限 る。)	5m以上	無制限	ただし、最強速力14ノット以上であり、ラジオ(短波帶受信可能なものを有しているものについては、全沿海区域までに拡大して差し支えない。																																																																																			
沿海区域(た だし備考3. の区域に限 る。)	5m未満																																																																																					
平水区域	無制限	無制限																																																																																				
航行区域	長さ	最強速力	備考																																																																																			
遠洋区域	60m以上	10ノット以上																																																																																				
遠洋区域	45m以上	10ノット以上	1. 遠揚船、引き船等旅客及び貨物を搭載しない特別用途の船舶であつて、基幹部には風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 遠洋区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。 3. 船首高さは、2,960mm以上とすること。 4. 船首横の長さは、0.25L以上とすること。 5. 救命設備については、第3種船として取り扱うこと。																																																																																			
近海区域	30m以上	8ノット以上	1. 同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 近海区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。 3. 船首高さは、1,580mm以上とすること。 4. 夏期帶域又は熱帶域に限定すること。																																																																																			
近海区域 ただし備考1. の区域に限 る。)	24m以上	8ノット以上	1. いずれの1区内に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。) (1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの頭口よりも下方にあること。 (2) 浸水後のメタセンタ商さが50mm以上であること。 2. ラジオ(短波帶受信可能なものを有していること。 3. 航行する区域は、夏期帶域又は熱帶域に限定すること。																																																																																			
近海区域 ただし備考2. の区域に限 る。)	10m以上	無制限	1. 近海区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。 2. いずれの1区内に浸水した場合においても、次に掲げる条件に適合する平衡状態で浮かんでいること。 (総トン数20トン未満の船舶については、小安則の規定に適合すること。) (1) 浸水後の水線が、浸水の可能性のあるいずれの頭口よりも下方にあること。 (2) 浸水後のメタセンタ商さが50mm以上であること。 3. ラジオ(短波帶受信可能なものを有していること。 4. 航行する区域は、夏期帶域又は熱帶域に限定すること。																																																																																			
沿海区域	20m以上	6ノット以上	1. 同程度の一般船舶に比し、特に大なる吃水を有する船舶であつて、風雨密閉船底装置を備える小甲板口(1.5m2未満)のみを有する船舶に限ること。 2. 沿海区域を航行区域とする旅客船の復原性基準に適合すること。																																																																																			
沿海区域(た だし備考2. の区域に限 る。)	5m以上	無制限	ただし、最強速力14ノット以上であり、ラジオ(短波帶受信可能なものを有しているものについては、全沿海区域までに拡大して差し支えない。																																																																																			
沿海区域(た だし備考3. の区域に限 る。)	5m未満																																																																																					
平水区域	無制限	無制限																																																																																				

(臨時検査)

19.3(a) 第9号の「復原性に影響を及ぼすおそれのあるもの」とは、承認された復原性資料と比較して軽荷時の排水量の2パーセントを超える偏差若しくはLsの1パーセントを超える縦方向の重心の偏差が認められた場合又はその偏差が予想される場合とする。

(書類の提出)

- 32.1(a) (略)
- (b) (略)
- (c) (略)

表 32.1<1> 復原性に関する提出書類

書類	船舶の種類			
	平水区域		沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶及び総トン数20トン以上の漁船	
	小安則心得付属書[10]7.0(1)に該当する船舶	復原性規則心得11.1(a)に該当する船舶	その他の船舶	
一般配置図	(略)	(略)	(略)	○
船体中央横断面図	(略)	(略)	(略)	○
船体線図	(略)	(略)	(略)	○
排水量等曲線図	(略)	(略)	(略)	○
復原力交叉曲線図	(略)	(略)	(略)	○
開口配置図	(略)	(略)	(略)	○
海水流入角曲線図	(略)	(略)	(略)	○
計画重量重心計算書	(略)	(略)	(略)	○

(d) (c)の書類の内容については、次に掲げる事項に注意すること。

- (1)・(2) (略)

表 32.1<2> 排水量等曲線図の記載事項

(書類の提出)

- 32.1(a) (略)
- (b) (略)
- (c) (略)

表 32.1<1> 復原性に関する提出書類

書類	船舶の種類			
	旅客船		非旅客船	
	平水区域	沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶及び総トン数500トン以上のお船	沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶及び総トン数20トン以上の漁船	
一般配置図	(略)	(略)	(略)	○
船体中央横断面図	(略)	(略)	(略)	○
船体線図	(略)	(略)	(略)	○
排水量等曲線図	(略)	(略)	(略)	○
復原力交叉曲線図	(略)	(略)	(略)	○ ^注
開口配置図	(略)	(略)	(略)	○ ^注
海水流入角曲線図	(略)	(略)	(略)	○ ^注
計画重量重心計算書	(略)	(略)	(略)	○

注 船舶復原性規則第18条の適用のあるものに限る。

(d) (b)の書類の内容については、次に掲げる事項に注意すること。

- (1)・(2) (略)

表 32.1<2> 排水量等曲線図の記載事項

項目	平水区域		沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶及び総トン数20トン以上の漁船
	小安則心得101.0(a)に該当する船舶	その他の船舶	
(略)	(略)	(略)	(略)

(3)～(8) (略)

(9) 計画重量重心計算書には、旅客船にあつては、計画重量重心について復原性規則第11条の規定を適用した場合の計算書を添付すること。この場合において、少なくとも空倉出港状態及び満載入港状態について計算し、動搖試験における測定値に基づいて横揺れ周期を計算する船舶は、復原性規則心得7.0(f)の(K/B)^{2A}を使用して横揺れ周期を算定すること。

(10)・(11) (略)

(e) (略)

(f) (1)～(4) (略)

(5) 復原性規則心得17.0(a)及び小安則心得附属書[10]15.0(b)に該当するときは、必要な書類を検査測度課長まで送付すること。

(資料の供与等)

51.1(a) (略)

51.1.1(a) 資料は、船長が自己の船舶の復原性の特徴を熟知とともに載荷の状態に応じた復原性の現状を把握することによって当該船舶が十分な復原性を保持するために必要な措置を講ずる等のために資するものであることを要し、その具体的な内容については、(b)、(c)及び51.5によること。

(b) 作成すべき資料は、少なくとも表51.1.1<1>に掲げる書類とすること。

表 51.1.1<1> 作成すべき資料

項目	平水区域		沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン以上の船舶及び総トン数20トン以上の漁船
	総トン数20トン未満の船舶	総トン数20トン以上の船舶	
(略)	(略)	(略)	(略)

(3)～(8) (略)

(9) 計画重量重心計算書には、旅客船にあつては、計画重量重心について復原性規則第11条の規定を適用した場合の計算書を添付すること。この場合において、少なくとも空倉出港状態及び満載入港状態について計算し、横揺れ周期は、復原性規則心得7.0(g)の(K/B)^{2A}を使用して算定すること。

(10)・(11) (略)

(e) (略)

(f) (1)～(4) (略)

(5) 復原性規則心得16.1(a)及び17.0(a)に該当するときは、必要な書類を検査測度課長まで送付すること。

(資料の供与等)

51.1(a) (略)

51.1.1(a) 資料は、船長が自己の船舶の復原性の特徴を熟知とともに載荷の状態に応じた復原性の現状を把握することによって当該船舶が十分な復原性を保持するために必要な措置を講ずる等のために資するものであることを要し、その具体的な内容については、(b)から(d)まで及び51.4によること。

(b) 作成すべき資料は、少なくとも表51.1.1<1>に掲げる書類とすること。

表 51.1.1<1> 作成すべき資料

書類	平水区域			沿海区域を航行区域とする船舶	近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶	総トン数20トン以上の船舶
	小安則心得船団 並(1017,000t に該当する船舶)	復原性規則心得 第11条に該当する船舶	その他の船舶			
所要メタセンタ高さ曲線図	-	-	-	○ (国際航海上に從事する船舶に限る。)	○	-
復原性資料説明書	-	-	-	○	○	-

書類	平水区域			沿海区域を航行区域とする船舶	近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶	総トン数20トン以上の船舶
	復原性規則心得 第7.00に該当する船舶	復原性規則第 13条に該当する船舶	その他の船舶			
所要メタセンタ高さ曲線図	-	-	-	○ (国際航海上に從事する船舶に限る。)	○	-
復原性資料説明書	-	-	-	○ (協定船を除く。)	○	-

(c) (1)～(12) (略)

(13) 動搖試験における測定値に基づいて横揺れ周期を計算する船舶の横揺れ周期曲線図は、環動半径書式で得られた(K/B)²から次の算式によりG₀Mを算定して図51.1.1<2>のような図表を作成し、これに動搖試験の成績を記入すること。

図51.1.1<2> (略)

(14) 所要メタセンタ高さ曲線図については、次に掲げるところによること。

(i) 旅客船にあっては、図51.1.1<3>のように、喫水は軽荷状態から満載状態までの範囲、G₀Mは正の範囲で最大使用G₀Mまでの範囲とし、これに復原性規則第11条第2項に適合する範囲（復原性規則心得の図11.0<1>参照）及び同条第2項第5号の面積ABC/面積BDEの値が一定となる曲線を記載し、軽荷状態及び重量重心計算を行った各状態を置点とすること。

(c) (1)～(12) (略)

(13) 横揺れ周期曲線図は、環動半径書式で得られた(K/B)²から次の算式によりG₀Mを算定して図51.1.1<2>のような図表を作成し、これに動搖試験の成績を記入すること。

図51.1.1<2> (略)

(14) 所要メタセンタ高さ曲線図については、次に掲げるところによること。

(i) 旅客船にあっては、図51.1.1<3>のように、喫水は軽荷状態から満載状態までの範囲、G₀Mは正の範囲で最大使用G₀Mまでの範囲とし、これに船舶復原性規則第11条に適合する範囲及び同条第2項第1号の面積ABC/面積BDEの値が一定となる曲線を記載し、軽荷状態及び重量重心計算を行つた各状態を置点とすること。

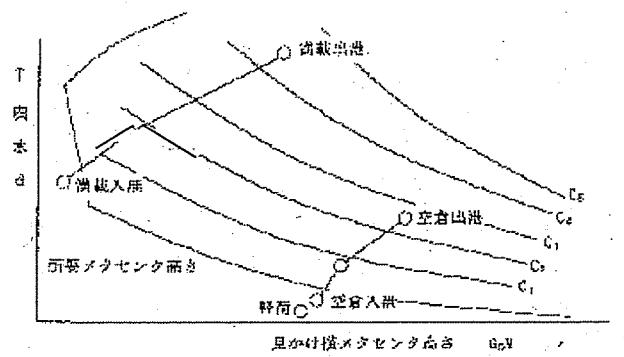


図 51.1.1<3> 所要メタセンタ高さ曲線図(その1)

(ii) 非旅客船にあっては、図 51.1.1<4>のように、喫水は軽荷状態から満載状態までの範囲、 G_0M は正の範囲で最大使用 G_0M までの範囲とし、これに船舶復原性規則 18 条に適合する範囲 (復原性規則心得の図 11.0<1>参照) を示す曲線を記載し、軽荷状態及び重量重心計算を行った各状態を置点すること。

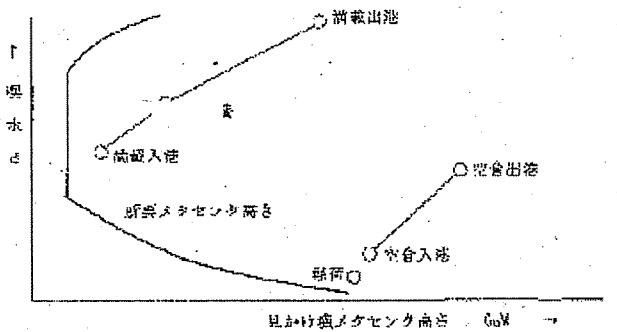


図 51.1.1<4> 所要メタセンタ高さ曲線図(その2)

(iii) 船舶所有者が適当と認める使用範囲又は運航経験に

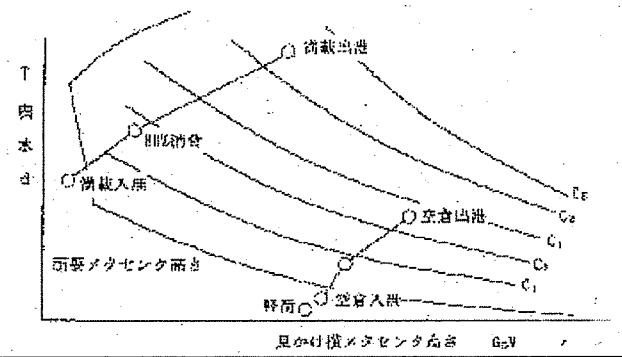


図 51.1.1<3> 所要メタセンタ高さ曲線図(その1)

(ii) 非旅客船にあっては、図 51.1.1<4>のように、喫水は軽荷状態から満載状態までの範囲、 G_0M は正の範囲で最大使用 G_0M までの範囲とし、これに船舶復原性規則第 18 条に適合する範囲を示す曲線を記載し(同条の適用のあるものに限る。)、軽荷状態及び重量重心計算を行った各状態を置点すること。

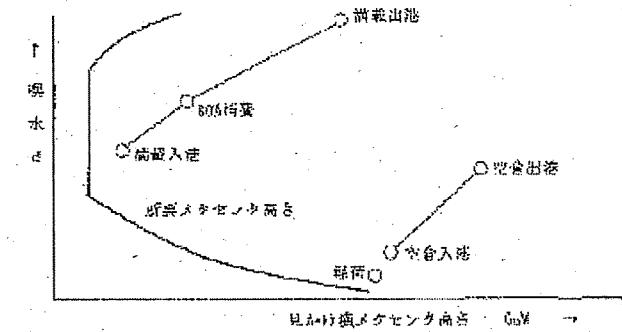


図 51.1.1<4> 所要メタセンタ高さ曲線図(その2)

(iii) 船舶所有者が適当と認める使用範囲又は運航経験に

に基づく適切な使用範囲を記載すること。ただし、基準に適合する範囲を示した(i)又は(ii)並びに51.4(d)の所要メタセンタ高さ以下としないこと。

(15)

(i) (略)

(ii) (i)の規定にかかわらず、沿海区域を航行区域とする船舶については、次に掲げるところによること。

(イ) 航行中の復原性を簡単に確認するため、図 51.1.1<5>のような復原性図表を作成すること。(所用メタセンタ高さ曲線図を作成する場合にあっては、当該曲線図を利用して復原性図表を作成しても差し支えない。)

図 51.1.1<5> (略)

(ロ) 復原性図表の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

1) 参考ガイドラインは、船舶所有者及び造船所が本船の航路、運航状態等により風浪等を考慮して適宜選定することとし、これに利用した技術的根拠を附属書等で簡易に記載すること。ただし、基準に適合する所要メタセンタ高さ以下としないこと。

なお、参考ガイドラインは、基準に適合する範囲を示す曲線(所要メタセンタ高さ曲線)を利用するものであっても差し支えない。

2) (略)

(ハ)・(ニ) (略)

51.3(a) 管海官庁の承認は、設備規程心得 157.2 (a) の要件に適

に基づく適切な使用範囲を記載すること。ただし、旅客船及び船舶復原性規則第18条の適用のある貨物船にあつては、(i)又は51.4(a)及び(b)の所要メタセンタ高さ以下としないこと。

(15)

(i) (略)

(ii) (i)の規定にかかわらず、沿海区域を航行区域とする船舶については、次に掲げるところによること。

(イ) 航行中の復原性を簡単に確認するため、図 51.1.1<5>のような復原性図表を作成すること。

図 51.1.1<5> (略)

(ロ) 復原性図表の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

1) 参考ガイドラインは、船舶所有者及び造船所が本船の航路、運航状態等により風浪等を考慮して適宜選定することとし、これに利用した技術的根拠を附属書等で簡易に記載すること。

なお、参考ガイドラインは、復原性規則を利用するものであつても差し支えない。

2) (略)

(ハ)・(ニ) (略)

合していることを確認すること。

- 51.5(a) 51.1.1(b)の資料に次に掲げる書類を加えさせること。
- (1)～(3) (略)
 - (4) 垂直方向の浸水範囲を制限する甲板 (区画規程心得2.10(a)参照) の位置を示した図 (区画規程第2編又は第3編の適用のある船舶に限る。)並びに水密甲板及び水密隔壁の配置図 (区画規程の適用のある船舶であってタンカー以外のものに限る。)
 - (b) (略)
 - (c) (略)
 - (d) 区画規程第2編第3章又は第3編第3章に適合する所要非損傷時メタセンタ高さ曲線 (区画規程心得第2編第3章の図B<1>参照) を図51.5<1>及び<2>のように51.1.1(c)(14)の所要メタセンタ高さ曲線図に記載すること。

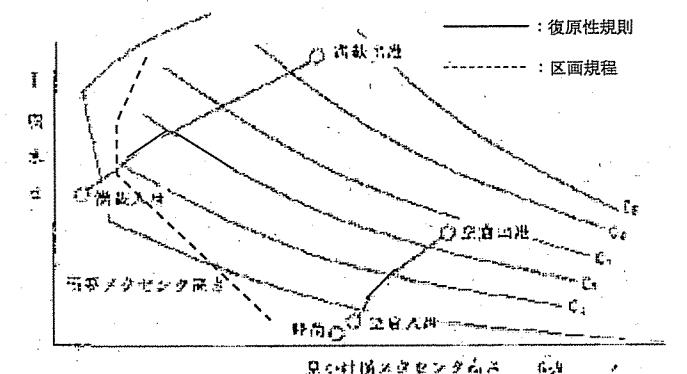


図 51.5<1> (略)

- 51.4(a) 51.1.1(b)の資料に次に掲げる書類を加えさせること。
- (1)～(3) (略)
 - (4) 制限甲板の位置を示した図 (船舶区画規程第3編の適用のある船舶に限る。)並びに水密甲板及び水密隔壁の配置図 (船舶区画規程の適用のある船舶であってタンカー以外のものに限る。)
 - (b) (略)
 - (c) (略)
 - (d) 区画規程心得41.0又は第3編第3章(A)に基づく所要非損傷時メタセンタ高さ曲線を図51.4<1>及び<2>のように51.1.1(c)(14)の所要メタセンタ高さ曲線図に記載すること。

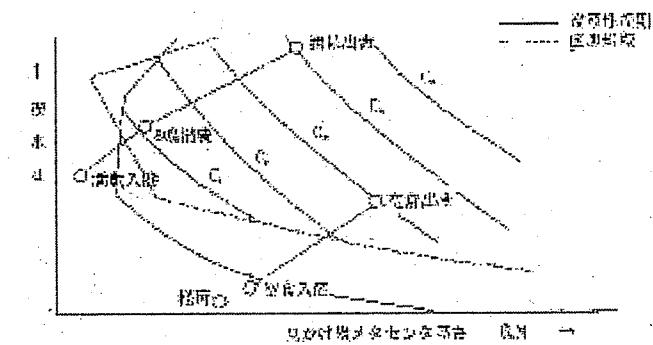


図 51.4<1> (略)

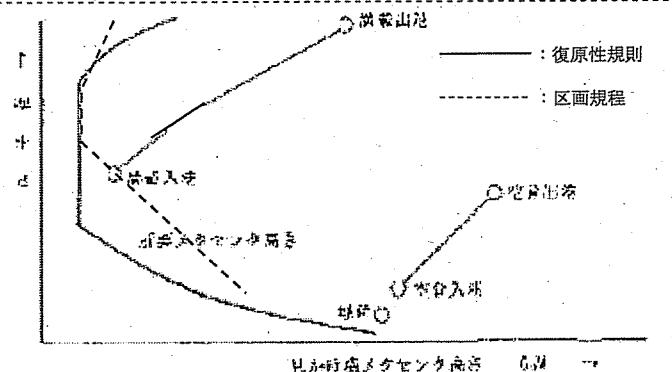


図 51.5<2> (略)

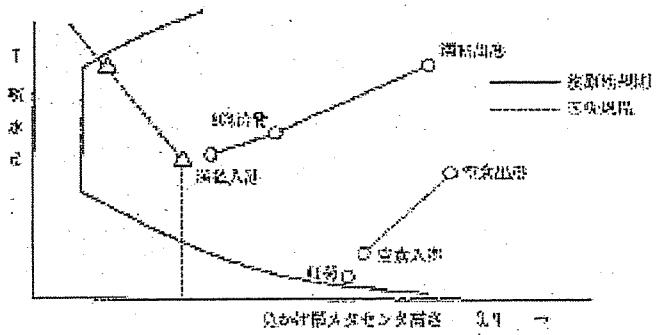


図 51.4<2> (略)

附則（平成 20 年 10 月 29 日）

附 2.2(a) 附則第 2 条第 2 項の規定により、改正後の船舶復原性規則又は小型船舶安全規則の規定を適用させることとなつた船舶については、改正後の施行規則第 19 条第 3 項及び第 51 条第 1 項の規定を適用すること。

復原性に係る規則の適用を受けていなかった船舶が新たに規則の適用を受ける場合

心得附則（平成 20 年 12 月 25 日）

本改正後の心得は、平成 21 年 1 月 1 日より適用する。